

公立沖縄北部医療センター基本設計等支援業務委託
(企画提案仕様書)

第1 件名

公立沖縄北部医療センター基本設計等支援業務委託

第2 趣旨

県立北部病院及び北部地区医師会病院は、北部医療圏における急性期中核病院として、救急医療をはじめ小児医療、周産期医療及びがん医療などにおいて、重要な機能及び役割を担っている。しかし、人口約10万人規模の医療圏に同規模の2つの病院が存在しているため、医師や患者が分散し、慢性的な医師不足に起因した診療制限、診療休止及び患者の圏域外への流出などさまざまな問題が生じている。

このため、2つの病院を統合し、北部地域の中核的な医療を担う基幹病院の整備に向け「公立沖縄北部医療センター整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定したところである。

令和4年度は、上記基本計画を踏まえ、基本設計を実施することとしているが、業務遂行にあたっては、人口動態、医療需要の動向及び病院経営分析により、北部医療圏において必要となる地域医療を把握するなど、施設整備に係る多様なノウハウが必要である。

本業務は、基本設計を効率的かつ効果的に実施するため、病院経営全般に係る幅広い知識と高い専門能力を有する事業者に対し支援業務を委託するものである。

第3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

第4 業務内容

本業務委託内容は、次の1～7のとおりとする。

1 業務進捗管理支援

基本設計実施にあたり、令和4年度における整備協議会などの開催日程を示した全体作業計画を作成し、事業の進捗管理を行う。

2 運営計画等策定支援

(1) 病院機能・運営方針の支援

整備基本計画に示した部門別整備計画の内容に基づいて、具体化した形で基本設計に反映させることができるよう各部門運営方針の整理・検討を支援するとともに、新病院において目指すべき機能を実現させるための必要なデータの分析及び資料のとりまとめを行う。

(2) 収支計画の作成支援

職員数が収支シミュレーションに与える影響を考慮し、職員数の適正化を踏まえた人員配置計画を策定したうえで収支シミュレーションに反映させる。また、新病院機能や運営方針に合わせて収支シミュレーションを更新する。

(3) 基本設計図面と運営計画との調整

新病院の運用方法に合わせて設計事務所と必要な調整を図り、設計業務の検討支援を行う。

3 委託・物流管理計画策定支援

(1) 委託業務方針の立案支援

現病院の委託業務の現状を調査し、課題の整理を行うとともに、新病院において委託する業務範囲の検討を行う。

(2) 物流管理計画の策定支援

現病院の物流の状況を調査し、課題の整理を行うとともに、新病院における搬送動線の検討及び搬送設備の導入検討を行う。

4 医療機器等整備支援

(1) 医療機器整備計画の策定支援

医療機器整備予算を踏まえて、現有品の移設計画や更新・新規整備について詳細検討し、医療機器整備計画の策定を支援する。必要に応じて各部門と予算調整を行い、要望内容における整備優先度の設定及び削減案の検討を行う。

(2) 基本設計図面と医療機器配置計画との調整

設計の進捗状況に応じ、レイアウトの調整や設計との取り合い調整を行う。

(3) 医療機器現有品調査（2病院）

医療機器整備計画の策定に向けて現有品調査を行い、移設品目の確認及び更新・新規整備品目を含めた医療機器整備リストを作成する。

5 医療情報システム整備支援

(1) 医療情報システム整備計画の策定支援

情報システム整備予算を踏まえて、効果的な情報システムの構築範囲について検討し、新病院機能を加味した医療情報システム整備計画の策定を支援する。

(2) 基本設計図面と医療情報システム整備計画との調整

設計の進捗状況に応じ、医療情報システムやネットワーク構成を加味したサーバ室等の医療情報システム専用諸室の設定及び端末配置の検討を行う。また、設計との取り合い調整支援として、工事区分に関する検討を行う。

6 整備手法の検討及び国庫補助要請に向けた関係資料の作成支援等

(1) 建設コストの低減や工期短縮等を考慮した施設整備手法の検討

(2) 国庫補助に係る対象事業ごとの基準面積、対象経費等の算出

(3) 国庫補助要請に向けた整備費用、収支パターン等の検討

(4) 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）の設置に係る情報収集及び資料作成支援

7 その他、基本設計に並行して必要な支援

(1) 協議会、幹事会等の支援※

※会議の開催運営、議事録作成（住民説明会含む）など

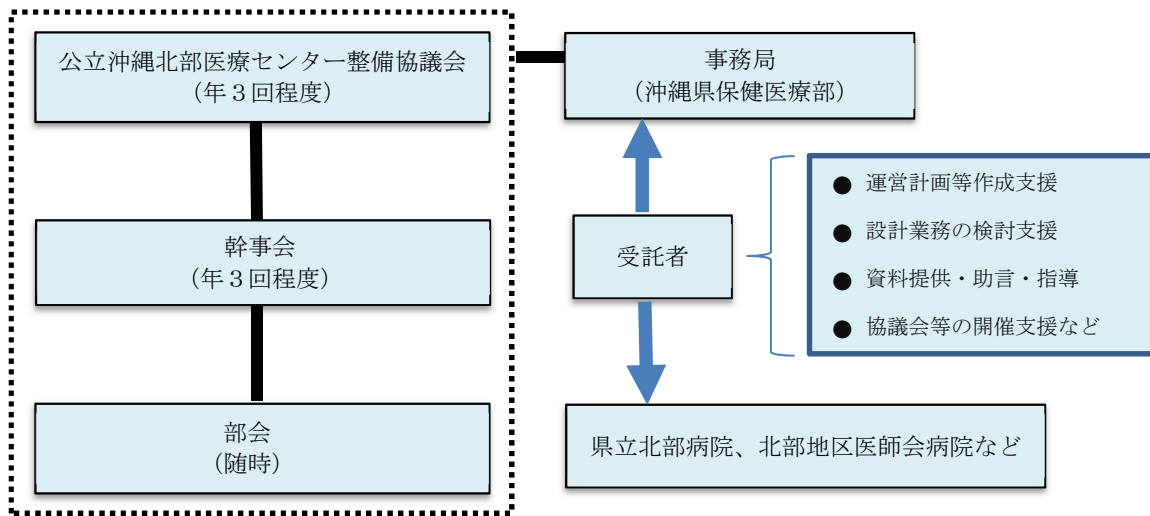
(2) 関係者ヒアリング

(3) 病院整備における最新動向及び他病院の事例調査

(4) 転籍意向調査の集計・分析作業

第5 業務進捗管理

1 体制イメージ図



※本件に係る受託者との窓口は、原則、県保健医療部医療政策課とする。

2 スケジュール

本件の主な業務スケジュールは、次のとおり想定している。

※別紙2のとおり

第6 成果物の提出

本委託業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に沖縄県に提出すること。

- 1 委託業務報告書 3部
- 2 上記1の電子データ
- 3 その他県が必要と認める書類等

第7 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に成果物（上記第6の各号）を添えて、履行期間末日までに県に提出するものとする。なお、別途、県が期日を定めて納品を求めた場合には、県の指示に従うものとする。

第8 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

第9 支出経費内訳書及び支出証拠書類の整理

- 1 支出経費内訳書は、人件費、直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、外注費等）、再委託費、一般管理費の項目毎に作成し執行状況を整理すること。また、支出証拠書類は、各項目の支出経費内訳書に合わせて整理すること。
- 2 委託費の実績額は、各項目の消費税抜額を合算したものに、契約にかかる消費税の税率（10パーセント）を乗じた額で算出すること。

- 3 後述第 10 の定めに基づき再委託を行った場合は、再委託に係る請求書、県の承認通知書、業者選定資料、発注書、見積書等の書類を整理すること。
- 4 一般管理費の算定は、受託者の規程に基づくものとする。ただし、契約の性質が委任・準委任にあたる再委託にあつては、当該再委託費に対する受託者の一般管理費を計上することはできない。

第 10 再委託の制限等

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 パーセントを超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分（うち、その他、簡易な業務）

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であつて、容易かつ簡易なもの

4 その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

第 11 その他留意事項

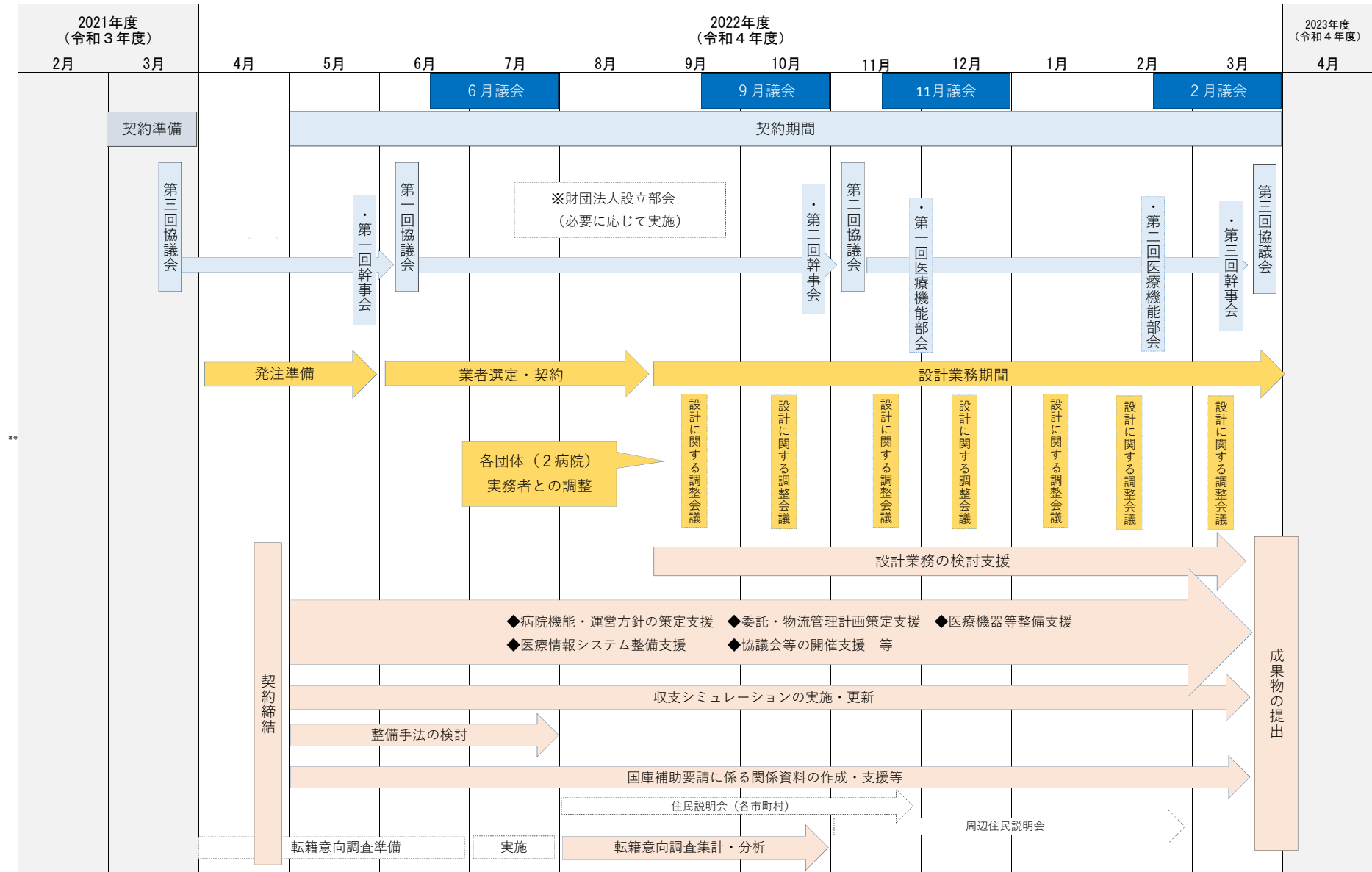
- 1 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。変更する場合には、契約書の定めに基づき県と受託者の双方で協議等を行うものとする。
- 2 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- 3 受託者は、経理管理に当たっては、法令及び沖縄県財務規則の定めに基づいて、適正に執行するも

のとする。

- 4 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。

基本設計等支援業務委託に関するスケジュール（案）

別紙2（企画提案仕様書第5 業務進捗管理関連）



協議会等の日程
 基本設計委託業務
 県が直接実施する内容
 委託業者による主な支援内容